

令和4年7月25日(月)10:00~
Web会議(Zoom)

令和4年度(第1回)

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会

議事次第

1. 議事

議事1 「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組 Ver.2
の策定(案)について

議事2 「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」
の令和3年度取組実績及び令和4年度取組(案)について

議事3 「尾鷲圏域二級河川流域治水プロジェクト」の令和3年度取組実績
及び令和4年度取組(案)について

2. 情報共有

- ・中部地方整備局から
- ・津地方気象台から
- ・三重県河川課から

尾鷲圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

(Ver.2)

(取組期間：令和4年度～令和8年度)

(案)

令和4年7月25日策定

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会

尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台、三重県紀北地域活性化局、
三重県農林水産部、三重県県土整備部、三重県尾鷲建設事務所

【オブザーバー】

国土交通省 中部地方整備局、
森林研究・整備機構森林整備センター 津水源林整備事務所、
電源開発（株）西日本支店北山川電力所尾鷲事務所

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	6

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、尾鷲圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台、三重県、(オブザーバー：国土交通省中部地方整備局)が「尾鷲圏域県管理河川水防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、尾鷲圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水に関する取組等、大規模な氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」や、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の取組として「流域治水プロジェクト」をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
尾鷲市 紀北町	市 長 町 長
気象庁津地方気象台	台 長
三重県 紀北地域活性化局 <u>農林水産部 農業基盤整備課</u> <u>県土整備部</u> <u>県土整備部 河川課</u> 尾鷲建設事務所	局 長 <u>課 長</u> <u>水災害対策監</u> <u>課 長</u> 所 長
【オブザーバー】 国土交通省 中部地方整備局 <u>森林研究・整備機構 森林整備センター</u> <u>津水源林整備事務所</u> <u>電源開発(株)</u> <u>西日本支社北山川電力所尾鷲事務所</u>	地域河川課長 <u>所 長</u> <u>所 長</u>

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとすることを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- (2) 的確な水防活動のための取組
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- (4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	<p>【洪水時における河川管理者からの情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川の情報を町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。 	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	<u>継続して実施</u>	三重県 紀北町
2	<p>【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。 	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	<u>継続して実施</u>	三重県 紀北町
3	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 	浸水想定区域内の要配慮施設	<u>継続して実施</u>	<u>尾鷲市</u> 紀北町
4	<p>【想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成・公表し、<u>必要に応じ見直しを行います。</u> 	赤羽川 船津川 銚子川 他	<u>継続して実施</u>	三重県
5	<p>【洪水ハザードマップの作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水浸水想定区域図を作成します。 ・洪水浸水想定区域図と内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを<u>策定・周知し、必要に応じ見直しを行います。</u> 	赤羽川 船津川 銚子川 他	<u>継続して実施</u>	<u>尾鷲市</u> 紀北町

6	【浸水実績等の周知】 ・過去に実施した浸水検討や浸水実績などの資料を市町に提供し、避難等を的確に行えるよう支援をします。	対象全河川	随時	三重県 尾鷲市 紀北町
7	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
8	【危機管理型水位計、量水標等の設置】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標、 <u>簡易型河川監視カメラ等</u> の設置を行います。	対象全河川	要請に応じて実施検討	三重県 尾鷲市 紀北町
9	【防災気象情報の改善】 ・大雨警報（浸水害）洪水警報の基準の見直しを図る。 ・気象庁 HP を通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供。	全ての地区	<u>継続して実施</u>	津地方気象台

(2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
10	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・県と市町が重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
11	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	各会場	随時	尾鷲市 紀北町
		毎年、1河川を選定	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
12	【樋門・水門等の施設の確実な運用体制の確保】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	尾鷲市 紀北町	毎年、継続して実施	尾鷲市 紀北町

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
13	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。 	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県
14	<p>【決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。 	赤羽川 三戸川 船津川 往古川 銚子川	毎年、継続して実施	三重県

(4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
15	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二巡目調査対象箇所の基本調査を完了し、結果を公表します。 	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	令和2年から概ね5年後まで	三重県
16	<p>【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表します。 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表します。 電子メールにより危険度情報を配信します。 	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	毎年、継続して実施	三重県 津地方気象台
	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示を発令するための基準を適正に運用します。 避難指示の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にを行います。 			尾鷲市 紀北町

17	<u>【早めの避難につなげる啓発活動】</u> <u>・市町担当者向けの勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」、「土砂災害に関する防災訓練の実施」、「要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり」を支援・促進します。</u>	市町担当者	毎年、継続して実施	三重県津地方气象台
	<u>・土砂災害防止月間（6月）を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。</u>	圏域内の住民	毎年、継続して実施	三重県尾鷲市紀北町

5 . フォローアップ

毎年、出水期前に、前年度の出水時の対応について振り返るとともに、取組の進捗状況を確認する等フォローアップを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

尾鷲圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組 (案)

平成30年3月29日

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会

尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台
三重県紀北地域活性化局、三重県尾鷲建設事務所
【オブザーバー】国土交通省 中部地方整備局

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	6

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、県管理河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

これらのことから、尾鷲圏域県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う尾鷲市、紀北町、気象庁津地方气象台、三重県、(オブザーバー：国土交通省中部地方整備局)が「尾鷲圏域県管理河川水防災協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、尾鷲圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水に関する取組等、大規模な氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」(以下「取組」という。)をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
尾鷲市 紀北町	市 長 町 長
気象庁津地方気象台	台 長
三重県 紀北地域活性化局 尾鷲建設事務所	局 長 所 長
【オブザーバー】 国土交通省 中部地方整備局	地域河川課長

3 . 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものとすることを目的とします。

目的達成のための取組項目

今後概ね 5 年間で以下の項目に取り組みます。

- (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- (2) 的確な水防活動のための取組
- (3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期については、以下のとおりです。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・水位周知河川の情報を町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	平成29年度から実施	三重県 紀北町
2	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	平成31年度出水期まで	三重県 紀北町
3	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。	浸水想定区域内の要配慮施設	平成33年度まで	紀北町
4	【想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、町に提供し、説明を行います。	赤羽川 船津川 銚子川 他	平成31年度	三重県
5	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・内水浸水想定区域図を作成します。 ・洪水浸水想定区域図と内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを作成し、住民に配布します。	赤羽川 船津川 銚子川 他	平成33年度まで	紀北町

6	【浸水実績等の周知】 ・過去に実施した浸水検討や浸水実績などの資料を市町に提供し、避難等を的確に行えるよう支援をします。	対象全河川	随時	三重県 尾鷲市 紀北町
7	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
8	【危機管理型水位計、量水標の設置】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います。	対象全河川	要請に応じて実施検討	三重県 尾鷲市 紀北町
9	【防災気象情報の改善】 ・大雨（浸水害）洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。	全ての地区	平成29年7月から実施	津地方気象台

(2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
10	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・県と市町が重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町
11	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。	各会場	随時	尾鷲市 紀北町
	・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	毎年、1河川を選定	毎年、継続して実施	三重県 尾鷲市 紀北町

12	【樋門・水門等の施設の確実な運用体制の確保】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	尾鷲市 紀北町	毎年、継続して実施	尾鷲市 紀北町
----	---	------------	-----------	------------

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
13	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県
14	【決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)】 ・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。	赤羽川	毎年、継続して実施	三重県

5 . フォローアップ

毎年、出水期前に、前年度の出水時の対応について振り返るとともに、取組の進捗状況を確認する等フォローアップを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組(案)

資料 2

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
1	【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・水位周知河川の情報を町長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	継続して実施	三重県 紀北町	H29 作成 → H30 運用・実施 → H31(R1) 運用・実施 → R2 運用・実施 → R3 運用・実施 → R4~ 運用・実施	年度当初に、連絡先・伝達事項等を確認 赤羽川・船津川・銚子川のホットラインを運用	年度当初に、連絡先・伝達事項等を確認 引き続き、赤羽川・船津川・銚子川のホットラインを運用	【参考1】 建設事務所 (保全課)
	【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。	赤羽川 船津川 銚子川 (水位周知河川)	継続して実施	三重県 紀北町	H29 作成 → H30 運用・実施 → H31(R1) 運用・実施 → R2 運用・実施 → R3 運用・実施 → R4~ 運用・実施	災害対策基本法の一部改正に伴う水害対応タイムラインの変更を実施。 水害対応タイムラインを運用	継続して運用	【参考2】 建設事務所 (保全課) 紀北町
3	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。	浸水想定区域内の要配慮施設	継続して実施	尾鷲市 紀北町	H29 計画書作成の周知・支援 → H30 完了 → H31(R1) 支援 → R2 支援 → R3 支援 → R4~ 支援	尾鷲市：土砂災害避難計画は100%提出済 紀北町：令和3年度末で洪水避難計画及び土砂災害避難計画100%作成済	尾鷲市：新たな施設に対して避難計画書の策定と避難訓練の実施を支援 紀北町：新たな施設に対しての避難計画書の策定と避難訓練の実施を支援	【参考3】 尾鷲市 紀北町
4	【想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成・公表し、必要に応じ見直しを行います。	赤羽川 船津川 銚子川	平成30年度	三重県	H29 作成 → 町へ提供・説明	赤羽川水系(三戸川・萩原川)、小名倉川、片上川、大瀬川、銚子川水系(又口川、古和谷川、クチスボ谷川、キヨラ谷川、岩井谷川、小谷小屋川、清五郎滝川、銚子川)、元谷川水系(元谷川、栗生川)、船津川水系(船津川、往古川)、中川、矢ノ川水系(矢ノ川、真砂川)、田海道川、沓川、八十川、小浜川、古川の浸水想定区域図を作成。	赤羽川水系(三戸川・萩原川)、小名倉川、片上川、大瀬川、銚子川水系(又口川、古和谷川、クチスボ谷川、キヨラ谷川、岩井谷川、小谷小屋川、清五郎滝川、銚子川)、元谷川水系(元谷川、栗生川)、船津川水系(船津川、往古川)、中川、矢ノ川水系(矢ノ川、真砂川)、田海道川、沓川、八十川、小浜川、古川の浸水想定区域図を公表。 紀北町、尾鷲市へ情報共有	【参考4】 建設事務所 (流域課)
		北川	令和元年度		H29 作成 → 市へ提供・説明			
		中川 矢ノ川	令和2年度		H29 作成 → 市へ提供・説明			
		上記以外の県管理河川	令和3年度以降継続して実施		H29 作成 → 市町へ提供・説明			
5	【洪水ハザードマップの作成・配布】 ・内水浸水想定区域図を作成します	赤羽川 船津川 銚子川 他	継続して実施	尾鷲市 紀北町	H29 検討 → H30 検討 → H31(R1) 検討 → R2 検討 → R3 検討 → R4~ 検討	紀北町には下水道施設や地下街もなく、内水浸水想定区域図を作成する区域になじまないため、洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップの見直しを検討。	継続して検討	【参考5】 尾鷲市 紀北町
	・洪水浸水想定区域図と内水浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップを策定・周知し、必要に応じ見直しを行います。				H29 検討 → H30 検討 → H31(R1) 検討 → R2 作成・配布 → R3 作成・配布 → R4~ 作成・配布	尾鷲市：本市のハザードマップ更新時期に合わせ、洪水ハザードマップを次年度以降に作成予定 紀北町：洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップの見直しを検討し、翌年度に作成予定	津波警戒区域の指定に伴う本市のハザードマップ更新時に、洪水ハザードマップを作成予定 紀北町：洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップの更新を令和4年度中に実施予定	
6	【浸水実績等の周知】 ・過去に実施した浸水検討や浸水実績などの資料を市町に提供し、避難等を的確に行えるよう支援をします。	対象全河川	随時	三重県	H29 資料収集 → H30 情報提供 → H31(R1) 情報提供 → R2 情報提供 → R3 情報提供 → R4~ 情報提供	要請なし	継続して実施	建設事務所 (流域課) 尾鷲市 紀北町
				尾鷲市 紀北町	H29 地域防災計画の更新 → H30 地域防災計画の更新 → H31(R1) 地域防災計画の更新 → R2 地域防災計画の更新 → R3 地域防災計画の更新 → R4~ 地域防災計画の更新	尾鷲市、紀北町：地域防災計画を更新	地域防災計画等を策定するうえで、過去の浸水実績が必要な場合は、三重県へ情報提供を要請	

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
7	【防災教育の実施】 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。	全ての小中学生等	毎年、継続して実施	三重県	実施	各小中学校における対象学年（小1、4、中1）の児童生徒に対して「防災ノート」を配布	継続して実施 各学校、市教育委員会、防災危機管理課等が連携し、防災教育の推進を図る。	【参考5】 地域活性化局 尾鷲市 紀北町
				尾鷲市	実施	各小中学校の防災担当者を対象とした防災教育推進会議を開催。防災学習取組状況の情報共有を行い、各学校の全体的な底上げを図った。		
				紀北町	実施	各学校において防災訓練を実施するとともに、避難訓練を実施 小学校、中学校等防災教育・訓練を実施。		
8	【危機管理型水位計、量水標等の設置】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置を行います。	対象全河川	要請に応じて実施検討	三重県 尾鷲市 紀北町	設置 → 検討 → 設置 運用	水位計（危機管理型含む）が設置されている箇所を対象に監視用カメラの設置について検討を実施。	中川（新中川橋）に簡易型河川監視カメラを設置予定	【参考6】 建設事務所 （流域課）
9	【防災気象情報の改善】 ・大雨警報（浸水害）、洪水警報の基準の見直しを図る。 ・気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報理解促進のための周知・広報やツールの提供。	全ての地区	継続して実施	津地方気象台	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.6.3に洪水警報・注意報の新基準の運用開始 ・記録的短時間大雨情報の改善 ・高潮警報の改善 ・顕著な大雨に関する気象情報の提供（線状降水帯による顕著な大雨） ・1日先の予想「危険度分布(キキクル)」の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・R4.5.26に洪水警報・注意報の新基準の運用開始 ・警戒レベルとキキクルのカラーコードの統一 ・線状降水帯の半日先の予測情報の提供 	【参考7】 気象台

(2) 的確な水防活動のための取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
10	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】				H29 H30 H31(R1) R2 R3 R4~			
	・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・県と市町が重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県 三重県尾鷲市紀北町	実施	出水期前の5月下旬から6月上旬に直営でパトロールを実施 出水期後の11月下旬から12月上旬に委託で点検を実施 県・尾鷲市・紀北町：三重県水防計画の見直しを行い、情報共有 県：水防資材の購入（土のう袋）	出水期前にパトロールを実施予定 出水期後に点検を実施予定 県・尾鷲市・紀北町：三重県水防計画の見直しを行って、情報共有を図る 県：水防資器材の購入（補充）	建設事務所（保全課） 建設事務所（保全課） 尾鷲市紀北町
11	【水防訓練の充実】							
	・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	各会場	随時	尾鷲市紀北町 三重県尾鷲市紀北町	実施	尾鷲市：建設業協会の協力のもと、市職員による土のう作成訓練、発電機・エアータンク取り扱い操作訓練を実施 紀北町：未実施 県・紀北町：5月14日に船津川を対象に水防警報伝達演習を実施	尾鷲市：コロナ感染症の状況を注視しながら、危険個所の確認や、避難の方法について検討しておくことの重要性を周知するなど、住民の土砂災害に対する防災意識の向上を図る。 紀北町：水防団（消防団）の訓練を実施検討・水防に関する周知啓発を実施予定	【参考8】 尾鷲市紀北町 建設事務所（保全課）
12	【樋門・水門等の施設の確実な運用体制の確保】							
	・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。	尾鷲市紀北町	毎年、継続して実施	尾鷲市紀北町	実施	県：9月30日に紀北町職員に書面により操作方法の説明を実施。10月7日に天満浦30号防潮扉において尾鷲市職員に、1月21日に中ノ島15号及び16号防潮扉において紀北町職員に防潮扉操作説明会を実施。 尾鷲市：水門の開閉方法について、消防団員及び防災危機管理課職員が点検。また、新入団員等に対して訓練を実施。 紀北町：毎年消防団単位で実施	県：出水期前に操作従事者を対象に防潮扉操作説明会を開催予定 尾鷲市：水門の開閉方法について、新入団員等に対して訓練を実施 紀北町：毎年消防団単位で実施予定	【参考9】 尾鷲市紀北町

3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
13	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】				H29 H30 H31(R1) R2 R3 R4~			
	・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。	対象全河川	毎年、継続して実施	三重県	実施	赤羽川・三戸川・船津川・銚子川・真砂川・沓川で堆積土砂撤去を実施 三戸川・大瀬川・大郷谷川・市ノ川・中川で砂防堰堤堆積土砂撤去を実施	赤羽川・三戸川・船津川・銚子川・元谷川・沓川で堆積土砂撤去を実施予定 三戸川・銚子川・八十川で砂防堰堤堆積土砂撤去を実施予定 出水後の状況により変更となる可能性があります。	【参考10】 建設事務所（流域課）
14	【決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）】							
	・決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を実施します。	赤羽川 三戸川 船津川 往古川 銚子川	毎年、継続して実施	三重県	実施	赤羽川・三戸川・船津川・往古川において工事を実施	引き続き、赤羽川・三戸川・船津川・往古川において工事を実施予定	建設事務所（流域課）

4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組【拡充】

番号	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関	取組スケジュール							令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考	
					H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4~					
15	【想定される土砂災害リスクの周知】														
	・二巡目調査対象箇所の基礎調査を完了し、結果を公表します。	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	令和2年から概ね5年後まで	三重県				調査箇所選定 (尾鷲市、旧海山町)	実施				紀北町(海山)・尾鷲市の調査結果を市町担当者へ説明を実施	紀北町(海山)・尾鷲市の区域指定を行う予定。 紀北町(紀伊長島)の調査を実施予定	建設事務所 (流域課)
16	【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】														
	・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を配信します。	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	毎年、継続して実施	三重県津地方気象台					実施				気象台 尾鷲圏域内での土砂災害警戒情報の発表は無し 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信 市の防災担当者へのホットラインは無し 大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(土砂災害)・注意報の新基準での運用開始	気象台 土砂災害警戒情報を発表する 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する 市の防災担当者へのホットライン	【参考11】 気象台
・避難指示を発令するための基準を適正に運用します。 ・避難指示の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実にいきます。	尾鷲市紀北町							実施				尾鷲市：避難勧告が災害対策基本法の改正に伴い使われなくなったことを踏まえ、地域防災計画を修正。 紀北町：避難情報が見直されたことから、適切な運用と地域防災計画への反映、チラシを全戸配布し周知を図った	尾鷲市：市民が適切な避難行動をとれるよう、見直した避難情報について、広報おわせやエリアワンセグ等での周知を図る。 紀北町：継続して実施	尾鷲市 紀北町	
17	【早めの避難につなげる啓発活動】														
	・市町担当者向けの勉強会等を実施し、「住民主体の防災体制づくり」、「土砂災害に関する防災訓練の実施」、「要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり」を支援・促進します。	市町担当者	毎年、継続して実施	三重県津地方気象台						実施			気象台 市町職員を対象とした防災研修の実施(R3.5.27、R3.6.16)	気象台 市町職員を対象とした防災研修、気象防災ワークショップの実施(R4.7.26、R4.8.2)	【参考12】 気象台
	・土砂災害防止月間(6月)を中心に年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。	圏域内の住民	毎年、継続して実施	三重県尾鷲市紀北町						実施			尾鷲市：広報おわせ6月号で大雨警戒レベルについて、7月号で土砂災害に関する気象情報について、8月号で台風に関する注意についての周知を図った。 紀北町：行政放送番組で「避難情報と避難方法」について周知。広報紙により周知。学校等との連携による訓練実施を呼びかけた	尾鷲市：本年度においても、広報おわせ等で土砂災害防止に係る周知を図る。 紀北町：引き続き行政放送番組、広報紙への折り込みで周知。学校等との連携による訓練実施を呼びかける。	尾鷲市 紀北町

尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクトの取組(案)

(1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

番号	主な取組項目及び内容	実施主体及び具体的な取組内容	取組スケジュール					令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
			R3	R4	R5	R6	R7			
1	【洪水氾濫対策】 河川整備計画に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、護岸整備等を実施する。 また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）を実施することで、河川の健全な機能を保全する。	【三重県】 ・護岸整備（堤防強化） 赤羽川、三戸川、船津川、往古川 ・耐震対策 片上川（岩本樋門） ・堆積土砂撤去（河川） 赤羽川、三戸川、小名倉川、大瀬川、船津川、往古川、大船川、内頭川、銚子川、北川、中川、真砂川、沓川、八十川、古川						【三重県】 ・護岸整備（堤防強化） 赤羽川、三戸川、船津川、往古川で実施 ・耐震対策 片上川（岩本樋門）で実施 ・堆積土砂撤去（河川） 赤羽川、三戸川、船津川、大船川、銚子川、真砂川、沓川で実施	【三重県】 ・護岸整備（堤防強化） 赤羽川、三戸川、船津川、往古川で実施予定 ・耐震対策 片上川（岩本樋門）で実施予定 ・堆積土砂撤去（河川） 赤羽川、三戸川、船津川、銚子川、元谷川、沓川で実施予定 出水後の状況により変更となる可能性があります。	三重県 (建設事務所)
		【尾鷲市】 ・堆積土砂撤去（河川） 北川、丑の谷川、北浦谷川、馬越谷川、滝の頭川、浜の川、鈴河川						実施なし	浜の川、鈴河川、岡の川を予定	尾鷲市
		【紀北町】 ・堆積土砂撤去（河川） 大船川						工事場所：紀北町馬瀬地内 撤去土量 V=3,425m ³		紀北町
2	【流水の貯留機能の拡大】 銚子川水系に設置されているクチスボダムにおいて、有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流により洪水調節可能容量を一時的に空け、台風など予測できる出水に備える。	【電源開発(株)】 ・クチスボダムにおける事前放流の実施						事前放流の実績なし	継続して実施	電源開発(株)
3	【内水氾濫対策】 赤羽川水系及び船津川水系において、地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスク低減のため、排水機場の整備を実施する。	【三重県】 ・排水機場整備 赤羽川水系（出垣内地区、山本地区） 船津川水系（相賀地区、船津川地区）						・赤羽川水系 出垣内地区の事業着手	・赤羽川水系 出垣内地区の事業完了予定 ・船津川水系 相賀地区の事業着手予定	三重県 (農林水産部)
		【紀北町】 ・排水ポンプの増設 船津川水系（汐ノ津呂排水機場改修工事）						汐ノ津呂排水機場改修工事に向けた概略設計を実施した。	測量、地質調査、実施設計、既存施設解体等を実施予定	紀北町
4	【土砂災害対策】 土砂災害から人命・財産を守るため、砂防堰堤の整備や砂防堰堤上流部に堆積した土砂の撤去を実施する。	【三重県】 ・砂防堰堤等の整備（整備） 赤羽川水系（猪ノ谷、滝ヶ谷） 船津川水系（猿谷、在ノ上北谷） 八十川水系（名柄支川1、ヨネダニ） ・砂防堰堤等の整備（改築） 赤羽川水系（鍛冶屋又川） 八十川水系（八十川） ・堆積土砂撤去（砂防） 赤羽川水系（三戸川） 大瀬川水系（大瀬川） 船津川水系（大郷谷川） 銚子川水系（銚子川） 中川水系（中川）						【三重県】 ・砂防堰堤等の整備（整備） 赤羽川水系猪ノ谷で事業完了、滝ヶ谷で設計を実施 船津川水系猿谷で用地測量まで完了、在ノ上北谷で設計を実施 八十川水系名柄支川1で設計を実施、ヨネダニで新規事業着手 ・砂防堰堤等の整備（改築） 赤羽川水系鍛冶屋又川で設計を実施 八十川水系八十川で設計を実施 ・堆積土砂撤去（砂防） 赤羽川水系三戸川、大瀬川水系大瀬川、船津川水系大郷谷川、中川水系中川で堆積土砂撤去を実施	【三重県】 ・砂防堰堤等の整備（整備） 赤羽川水系滝ヶ谷で砂防指定を予定 船津川水系猿谷で用地買収予定、在ノ上北谷で砂防指定を予定 八十川水系名柄支川1で砂防指定を予定、ヨネダニで設計に着手 ・砂防堰堤等の整備（改築） 赤羽川水系鍛冶屋又川で工事着手予定 八十川水系八十川で工事着手予定 ・堆積土砂撤去（砂防） 赤羽川水系三戸川、銚子川水系銚子川、八十川水系八十川で堆積土砂撤去を実施予定	三重県 (建設事務所)
5	【流域の雨水貯留機能の向上】 今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。	【三重県】 ・治山ダムの整備 ・森林の整備						・治山ダムの整備 5箇所 ・森林の整備 7箇所	・治山ダムの整備 4箇所 ・森林の整備 8箇所	三重県 (農林水産部)
		【森林整備センター】 ・森林の整備						保育間伐 28ha実施	保育間伐 25ha実施予定	森林整備センター

尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクトの取組(案)

(2) 被害対策を減少させるための対策

番号	主な取組項目及び内容	実施主体及び具体的な取組内容	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
6	【水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫】 防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、市町が災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画を策定する際の支援または促進を行う。	【三重県】 ・安全なまちづくりに向けた取組を検討	H29 H30 H31(R1) R2 R3 実施	【三重県】 ・策定の促進を実施	【三重県】 ・継続して実施	三重県 (県土整備部)

(3) 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

番号	主な取組項目及び内容	実施主体及び具体的な取組内容	取組スケジュール	令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
7	【水害リスク情報の空白域の解消】 尾鷲圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップの作成・周知を行う。	【三重県】 ・洪水浸水想定区域図の作成・情報提供	区域図の作成	県管理河川全ての洪水浸水想定区域図の作成を完了	洪水浸水想定区域の指定及び公表を実施	三重県 (建設事務所)
		【尾鷲市】 ・洪水ハザードマップの作成・周知	マップの作成・周知	県指定の洪水浸水想定区域を確認	市ホームページで洪水浸水想定区域の周知を図る。	尾鷲市
		【紀北町】 ・洪水ハザードマップの作成・周知	マップの作成・周知	調査及び作成検討を実施した	令和4年度中に作成し、町内全戸配布予定	紀北町
8	【土砂災害警戒区域等の指定・発表】 土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害特別警戒区域」としてそれぞれ指定する。	【三重県】 ・土砂災害警戒区域等の指定 ・土砂災害警戒情報の発表	二巡目調査箇所指定 二巡目調査箇所選定・指定 情報発信	紀北町(海山)・尾鷲市の調査結果を市町担当者へ説明を実施 土砂災害警戒情報の発表 紀北町、尾鷲市	紀北町(海山)・尾鷲市の区域指定を行う予定。 紀北町(紀伊長島)の調査を実施予定	三重県 (建設事務所)
9	【持続的な水災害教育の実施と伝承・広報誌等を活用した継続的な情報発信】 自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育や広報誌等を活用した情報発信を実施する。	【三重県】 ・広報誌などを活用した防災情報の発信 ・広報活動の実施	実施	【三重県】 ・防災ノートの配布 ・HP・広報みえへの掲載 ・土砂災害防止月間の広報活動 ・学識者による講演会の実施	継続して実施	三重県 (県土整備部) (防災対策部) (紀北活性化局)
		【尾鷲市】 ・広報誌などを活用した防災情報の発信 ・防災訓練・防災教育などの実施	実施	尾鷲市：広報おわせ6月号で大雨警戒レベルについて、7月号で土砂災害に関する気象情報について、8月号で台風に関する注意についての周知を図った。	尾鷲市：本年度においても、広報おわせ等で土砂災害防止に係る周知を図る。	尾鷲市
		【紀北町】 ・報誌などを活用した防災情報の発信 ・防災訓練・防災教育などの実施	実施	・広報紙、行政放送チャンネル等で情報発信及び周知を実施した ・防災訓練はコロナ感染予防のため中止	・引き続き広報紙、行政放送チャンネル、防災ナビ等で情報発信及び周知を実施予定 ・防災訓練、防災教育を実施予定	紀北町
10	【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保】 洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。	【三重県】 ・要配慮者利用施設における避難確保計画策定支援	実施	【三重県】 ・作成促進と支援を実施	【三重県】 ・必要に応じて市町を支援	三重県 (県土整備部)
		【紀北町】 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進及び支援 ・避難確保計画に基づく避難訓練の促進	実施	・要配慮者施設における避難確保計画は作成済 ・避難確保計画に沿った訓練の促進支援	・新規施設等への作成支援 ・避難確保計画に沿った訓練の促進支援	紀北町

尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクトの取組(案)

番号	主な取組項目及び内容	実施主体及び具体的な取組内容	取組スケジュール					令和3年度の取組実績	令和4年度の取組予定	備考
			R3	R4	R5	R6	R7			
11	<p>【流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供】</p> <p>頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。</p>	<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理型水位計の設置・運用 簡易型河川監視カメラの設置・運用 水位情報の提供 SNS・AI技術を活用したマッピング情報収集 AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化とSNS情報の活用 県と市町のホットラインの構築 						<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理型水位計、簡易型河川カメラの運用(水位計13基、カメラ3基) HP「川の水位情報」による情報提供を継続 AIを活用した災害情報のマッピングによる可視化とSNS情報の活用実績なし 県と市のホットラインの更新 	<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<p>三重県 (県土整備部) (防災対策部) (建設事務所)</p>
		<p>【気象庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報の改善 						<p>・R3.6.3に洪水警報・注意報の新基準の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録的短時間大雨情報の改善 高潮警報の改善 顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による顕著な大雨) 1日先の予想「危険度分布(キキクル)」の提供 	<p>・R4.5.26に洪水警報・注意報の新基準の運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベルとキキクルのカラーコードの統一 線状降水帯の半日先の予測情報の提供 	<p>津地方気象台</p>
12	<p>【防災訓練の実施】</p> <p>実践的な災害対応力の向上を図るため、三重県では地域防災計画に基づき毎年度総合防災訓練および総合図上訓練を実施する。</p>	<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施 						<p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 	<p>三重県 (防災対策部)</p>	